

## 八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時：平成 28 年 12 月 9 日（金）

時 間：午後 2 時 10 分

場 所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 20 名

出席委員数 17 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、5 番 前澤 時廣  
6 番 大沢 俊幸、8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一  
13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、15 番 森園 秀一、17 番 赤坂 英夫、19 番 清川 新一  
20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 3 名

7 番 村上 仁、10 番 荒川 喜一郎、18 番 松橋 剛志

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主事 折川 暁輝

部会議案案件

議案第 6 号 第 35 回八戸市農業後継者顕彰者の決定について

齋藤部会長

それでは、これより農政部会を開催いたします。  
本日は議案の審議がございしますが、農政部会委員のみが発言できますので、よろしくをお願いいたします。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。議事につきましては、お手元にお配りしております議事次第に従って進めさせていただきます。  
まず議事録署名者の指名を行います。議事録署名者につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

齋藤部会長

御異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。8 番西野茂雄委員、17 番赤坂英夫委員の両氏にお願いします。  
それでは、議案第 6 号第 35 回八戸市農業後継者顕彰者の決定についてを議題といたします。事務局から、顕彰について説明を求めます。

村上 GL

それでは、農業後継者の顕彰について、御説明いたします。  
議案第 6 号第 35 回八戸市農業後継者顕彰者の決定についての資料の 3 枚目にあります、八戸市農業後継者顕彰要領を御覧いただきたいと思います。  
第 1 条顕彰の目的でございますが、八戸市農業委員会では、他の模範となる農業を営む後継者で、地域農業の振興に寄与し、又は寄与し得ると認められる個人を顕彰することとしております。  
顕彰の対象者は第 2 条にありますとおり、他の模範となる農業後継者で、おおむね 45 歳以下で 5 年以上農業に従事しており、地域農業の振興に寄与し、若しくは

寄与し得ると認められる者としております。

顕彰候補者につきましては、農業委員の皆様と八戸市農業協同組合から、候補者を推薦していただきまして、第5条に規定しております、当農業委員会運営協議会の委員で構成する八戸市農業委員会顕彰委員会において顕彰候補者を選考いたしまして、その後農政部会に内申を行います。農政部会はこの内申を受け、顕彰者の決定を判断することとなります。

今年度は、清川委員より農業後継者1名が推薦され、顕彰委員会を経て今回の内申となりました。

なお、顕彰は1月の農業委員会総会において、表彰状に記念品を添えて表彰することとしております。農業後継者の顕彰についての説明は以上です。

齋藤部会長

続きまして、八戸市農業後継者顕彰委員会から、八戸市農業後継者顕彰要領第8条の規定により顕彰候補者の内申がありましたので、八戸市農業後継者顕彰委員会会長から内申の経過等について御説明をお願いいたします。

籠田会長

それでは、顕彰委員会を代表して、私から説明申し上げます。

第35回となります、今年度の農業後継者顕彰候補者の推薦につきましては、各委員並びに八戸農業協同組合に御依頼を申し上げてまいりましたが、本年度は清川委員から1名を御推薦いただいたところであります。

去る11月11日に顕彰委員会を開催し慎重審議した結果、小笠原輝さんを顕彰候補者として選考し、当部会に内申することを決定いたしました。

小笠原輝さんは、尻内町に在住の30歳になる農業青年であります。農業高校を卒業後、青森県営農大学のチャレンジ研修で10か月間農業の基礎を学び、平成23年から両親とともに、水稻を中心にスイートコーン、アスパラ、オクラ等を栽培しております。稲作につきましては、農機具等にかかるリース料の一部を助成する事業を活用し、作付け面積を現在の4.9haから15haに拡大する予定であり、生産性の向上を目指しております。

また、今後は品質の安定や生産、管理レベルの向上を目標に掲げ、達成に向けて研究し、安定的な収入の確保につなげたいという農業へ取り組む姿勢は、地域の模範として、また、八戸の農業の将来を担う青年農業者として期待が持てる方であることから、顕彰委員会では、全会一致をもって内申することに決定いたしました。

本人の経歴、経営の内容等につきましては、お手元に差し上げております資料のとおりでありますので、御審議の上、決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、内申の経過報告といたします。よろしくお願いいたします。

齋藤部会長

内申の経過報告ありがとうございました。  
ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

齋藤部会長

内申のとおり小笠原輝さんを顕彰することに御異議ないようですので、本案は承認されました。

よって、1月総会の場で顕彰したいと思いますので、よろしくお願いいたします。  
これで、本日の議案審議は終了いたします。

終了

午後2時16分

以上は、12月農政部会議事の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 農政部会長

---

平成 年 月 日

---

平成 年 月 日

---

## 八戸市農業委員会農政部会協議会概要

日 時：平成 28 年 12 月 9 日（金）

時 間：午後 2 時 16 分

場 所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 20 名

出席委員数 17 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、5 番 前澤 時廣  
6 番 大沢 俊幸、8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一  
13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、15 番 森園 秀一、17 番 赤坂 英夫、19 番 清川 新一  
20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 3 名

7 番 村上 仁、10 番 荒川 喜一郎、18 番 松橋 剛志

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主事 折川 暁輝

部会協議会案件

- (1) 八戸市賃借料情報について
- (2) 改正農業委員会法への対応について
- (3) 農家座談会について
- (4) その他

齋藤部会長

続きまして、農政部会協議案件に入ります。  
部会協議案件（1）八戸市賃借料情報についてを議題といたします。事務局より説明願います。

村上 GL

はい。それでは御説明いたします。八戸市賃借料情報平成 29 年版の資料を御覧願います。賃借料情報につきましては、平成 21 年の農地法改正に伴い、標準小作料制度が廃止されたことにより、平成 22 年より情報を提供しております。

また、当資料はあくまで参考資料として提供しているものでありますので、実際に農地の賃貸借契約をする場合は、個々の農地の条件により金額が異なる場合もありますので、貸し手と借り手の双方で十分話し合ってくださいようお願いしております。

資料は、A 3 版の左側に平成 29 年版の八戸市賃借料情報の案を掲載し、右側には参考として前年の情報を掲載しております。

また、データ数や金額の集計に関する注意事項として、資料の下段の米印になりますが、平成 29 年版のデータは平成 24 年から平成 28 年までの過去 5 年分のデータを集計しております。

また、市街化区域、物納で対応しているもの、無償の使用貸借が行われているもの、賃借料データの平均値のプラス 70%とマイナス 70%を超えるもののデータは除いております。

また、地域ごとのデータ数が 5 件未満となる場合は金額を空欄としており、それぞれの金額は四捨五入し、100 円単位となるようにしております。

それでは、平成 29 年の情報について、主に昨年から変化があったところについて御説明したいと思います。

まず 1 田の部ですが、馬淵川改良区の平均額が昨年より 500 円減額しております。浅水七崎土地改良区の備考欄の賦課金ですが、平成 28 年からは、それまでの 6,000 円から 1,000 円減額いたしまして 5,000 円となっております。

島守土地改良区のデータ数ですが、昨年の 3 件から 28 件増えて 31 件となっております。これは野田営農組合が農地中間管理事業を通じて、野田地区の田 29 筆を借り受けしたことが主な要因となっております。

田の部の八戸市全域の平均額は、昨年より 200 円減額いたしまして、8,100 円となっております。

続きまして 2 畑の部ですが、旧西八戸平土地改良区の件数が昨年の 9 件から 4 件に減ったことにより、データ件数が 5 件未満となったことから金額が空欄となっております。

八戸平原土地改良区のデータ数ですが、昨年の 29 件から 32 件増えて 61 件となっております。これは、農地中間管理事業を通じて鮫地区の畑を農事組合法人山本牧場が借り受けたことが主な要因となっております。

畑の部の八戸市全域の平均額は、昨年より 600 円減額いたしまして、6,200 円となっております。

委員の皆様には、この案を御確認いただきまして、了承が得られましたら来年 1 月 4 日付けで公表したいと思っております。以上で説明を終わります。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、何か御質問等ございませんか。

ないようですので、この案件については終了いたします。

続きまして、(2) 改正農業委員会法への対応についてを議題といたします。事務局から説明願います。

寺沢事務局次長

はい。事務局寺沢より、改正農業委員会法への対応について御説明いたします。

現在、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案が議会に提出され、審議をいただいているところでありますが、次の準備として運営協議会での協議、市の法規担当部署との相談をしながら、農業委員の選考に関する規則、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の案の作成を進めております。

本日は先月の農政部会に引き続き、応募様式等についても紹介、説明してまいりますのでよろしく願いいたします。

では、資料の 1 ページを御覧願います。1、1 月総会で審議する議案ですが、12 月下旬の定数条例可決後、1 月下旬から公募に関する説明、2 月 1 日から公募の受付を実施するために必要となる規則の制定を行います。

1 つ目の規則は、八戸市農業委員会の委員の候補者の選考に関する規則で、これは市長事務局が農業委員を選考するために制定するものです。

2 つ目の規則は、八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則で、こちらは農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱するために制定するものです。

それぞれの規則について、順に説明いたします。2 八戸市農業委員会の委員の候補者の選考に関する規則の概要ですが、この規則では次の内容を規定するものです。

1 応募資格のある者として、法で求めている農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者を明記します。なお、年齢や職業についてですが、公募という法の趣旨に沿い、応募に際しては特に制限しないことといたします。

2 応募方法は、推薦又は自薦とし、法人又は団体以外の者が推薦する場合、言い換えれば個人が推薦する場合ということですが、この場合は 3 名以上の推薦人を必要といたします。また、応募に必要な書類と提出先は、八戸市長とする旨を規定いたします。

3 候補者の決定に当たっては、市長が八戸市農業委員会委員選考委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない旨を規定いたします。

4 欠員が定数の6分の1を超えた場合は、補欠の委員の候補者を選考しなければならない旨を規定いたします。

次に、3 八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の概要についてですが、この規則では次の内容を規定するものです。

1 最適化推進委員は、農業委員にはなかった担当区域と担当区域ごとの定数を規定する必要がありますので、それらを規定いたします。

2 応募資格のある者として、法で求めている農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者を明記します。なお、最適化推進委員についても農業委員と同様に年齢や職業は制限しないものです。

3 応募方法は、推薦又は自薦とし、法人又は団体以外の者が推薦する場合は3名以上の推薦人を必要といたします。また、応募に必要な書類と提出先は八戸市農業委員会とする旨を規定いたします。

4 委嘱に当たっては、農業委員会が、推薦、応募のあった者の中から行うことを規定いたします。

5 欠員が生じた場合は、速やかに補充するよう努めなければならない旨を規定いたします。

4 募集、応募ですが、1 募集期間は、農業委員、最適化推進委員とも平成29年2月1日から2月28日までの1か月を予定しています。

2 応募書類の提出先ですが、農業委員については、市長宛の窓口は農政課に、農地利用最適化推進委員については、農業委員会宛の農業委員会事務局となりますが、八戸市では農政課と農業委員会を兼務していますので、同じ窓口で受け付けることとなります。

2 ページをお開き願います。推薦、応募に必要な書類ですが、農業委員、最適化推進委員とも基本的には同じような書式を考えております。

農業委員から説明しますと、1 つ目には農業委員会の委員推薦応募書で、推薦、自薦とも提出が必要なものです。

2 つ目には同意書で、これは推薦者、推薦を受ける者及び応募者が推薦、応募書に記載した個人情報を確認するため、戸籍情報、住民記録等を照会することへの同意を確認するための書類で、推薦、自薦とも提出が必要なものです。

3 つ目は農業委員会の委員候補者推薦承諾書で、推薦を受ける者が同意していることを確認するための書類で、推薦の場合のみ必要となり、自薦による応募の場合は不要なものです。よって、三角を表示しておりました。

農地利用最適化推進委員についてですが、農業委員と同じ考え方で書類を提出してもらおう予定としており、様式名のアンダーラインのあるところが農地利用最適化推進委員に変わるものであります。ついては、内容についての説明を省略いたします。

次に3 ページを御覧願います。ここから、先ほど説明いたしました推薦、応募書の各様式について御紹介いたします。先月の部会でも御紹介いたしました。公募書類の内容については、法令で項目が規定されているもののほか、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の職務を適切に行うことができる者、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の評価の参考となる項目を加えて様式の案を作成しております。

本日は農業委員への応募書類を例に説明いたしますが、最適化推進委員については網掛け部分が変わるものと御理解ください。また、イメージを深めてもらうため、記載例も表示していただきましたので、参考までに御覧いただきたいと思います。

最初に、1 推薦をする者の欄についてですが、推薦がある場合は、上段の a の欄か、下段の b の欄のいずれかを記載していただくこととなります。個人による推薦の場合は上段の a の欄を、法人又は団体による推薦の場合は下段の b の欄となります。

個人の場合は3人以上の推薦が必要なわけですが、ここでは代表となる方1名の

氏名、住所、職業、電話番号、生年月日、性別を記載いただきます。

法人又は団体については、名称、住所、団体の目的、代表者の氏名、構成員たる資格、構成員の数、電話番号を記載してもらいます。

次に、2推薦を受ける者又は自薦の者の欄は、自薦、他薦とも応募者本人の氏名、住所、職業、電話番号、生年月日、性別、経歴を記載していただきます。経歴については、最終学歴から、職歴、農業関係の活動等を記載していただくこととなります。

4ページに移りまして、農業経営の状況は、耕作面積、主たる営農作物、年間従事日数のほか、アピールできるアピールしたい内容を自由に記載できる欄を設けたと思います。

次に、認定農業者の該当の確認をいたします。次の網掛けの部分は、最適化推進委員の様式のみ項目となりますが、活動希望区域を記載していただくものです。

3推薦理由又は自薦の理由については、推薦の場合は推薦者からの立場で、自薦の場合は自らの立場で候補者を希望した理由を記載することとなります。

下の欄に移りまして、個人による推薦の場合は、代表者以外の残り2人の氏名、住所等を記載していただきます。

次に5ページを御覧願います。様式の2つ目となりますが、この同意書の様式は、推薦を受ける者または自ら応募する者の住所、本籍のほか、欠格事項に該当しないことを確認するため、また推薦者の住所などを確認するため、役所が保有する公募等の記載事項について照会することへの同意を得るためのものです。

次に6ページをお開き願います。様式の3つ目のこの様式は、推薦による場合にのみ提出してもらいます推薦承諾書の様式です。推薦の場合、本人が確かに承諾しているかを確認するためのものです。

以上、本日御説明いたしましたこの2つの規則については、細部を法規担当部署と相談、確認した後、来月1月の臨時総会に議案を提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後の説明項目となりますが、7ページを御覧願います。この資料は、右上に表示していますように取扱注意の資料として見ていただきたいものであります。

今後、2月の公募に向けて、各地区ともいろいろな場で農業委員と最適化推進委員に誰を推薦するか、という話が出てくるかと思いますが、自分の地区からどの程度の人数を見込めば良いのか見当がつかず、地区内での相談もできないのではないかと思います。しかしながら、行政側からどの地区から何人という形でお話できるものでもありません。

資料の左側に公表される定数として、農業委員は市内全域を一つの地区として定数19人、最適化推進委員は総定数が22人ですが市内を5つの地区に分け、各地区の定数を定めるものであり、公表できるものは、あくまでもこの範囲に限られます。

この人数の中で、地域バランスに配慮しながら、農業委員については選考委員会、最適化推進委員は新たな農業委員会が候補者を決定することとなります。そこで、地域バランスに配慮という観点から、各地区の人数を仮に想定してみたものが右の表です。

なお、農業委員19人のうち1人は利害関係のない者を含める必要がありますので、この1人を除いた18人を各地区の農地面積で按分してみたものです。

この資料は、各地区の人数の目安を立てるにあたり、単純に農地面積で按分したものです。実際の農業委員の選考では、地域バランスのほか、過半数が認定農業者であることの条件を満たすための調整も考えられます。よって、決してこの人数で候補者が決定されるものではありません、ということ承知の上、あくまでも参考として見ていただければと思います。

つきましては、再度申し上げますが、右上に取扱注意と示しましたように、この書類、内容が一人歩きしないよう、管理には十分にお気を付け願います。以上で説明を終わります。

齋藤部会長	ただいまの説明に対し、何か御質問等ございませんか。
鳥喰委員	はい。
齋藤部会長	はい、どうぞ。
鳥喰委員	今、説明があったこの最後のページ、これは皆が忘れた方が良くはないでしょうか。これを見たときからそう思っています。
齋藤部会長	取扱注意の書類ですか。
鳥喰委員	はい、これは事前にこういった人数になっていると、地域である程度考えると思うのですよ。幅広い公募にはならないのではないのでしょうか。
上村事務局長	はい、ここは一度見ていただいたものとして、これを参考にするところは参考にさせていただきたいということで、あとはこの場に置いていっていただければと思います。
鳥喰委員	回収するというので。
上村事務局長	はい。
齋藤部会長	回収するというのでお願いします。
谷地委員	はい。
齋藤部会長	はい、どうぞ。
谷地委員	農業委員の定数を農地面積比から仮定しているようですが、従来の選挙人名簿の数から追って見るのはどうでしょうか。
寺沢事務局次長	従来の選挙人名簿となりますと、最新のものと2年前の数字ということになりまして、昨年から選挙人名簿を作っていないという状況にあるので、最新のものは難しい状況にあります。よって、農地面積の方で案を作ってみた次第でした。
齋藤部会長	よろしいでしょうか。
谷地委員	面積よりも、農業をやっている人の人口で見た方が良くような気がするのですが。農業をやっている人が多いところは、農業委員を多くすべきです。農地が多い所ではなくて。比例するのですかね。どうかわかりませんが。
鳥喰委員	はい。
齋藤部会長	はい、どうぞ鳥喰委員。
鳥喰委員	私は、あくまでも選考委員会があるのですから、最終的には市長と決まっているのですから、地域に何名や農業人口や面積等は一切考えない方が良くはないかと思えます。あとは選考委員の皆様任せるとするのはいかがでしょうか。
上村事務局長	選考についてはそのとおりだと思います。選考では、出た方々について地域のバランスをとり、それを選考します。 ただ、国は今回の改正法の中で、今まで地域の代表としてやってこられた農業委



員を、どのようにして、その地域の代表であるという部分を担保するかということもまた1つの議論になっています。

そのために首長が独自にやられないように、議会にきちんと報告するという事にも入っています。その前段として、今まで農業委員としてやられてきた方々にも出してもらいたいというものです。選考ではなく、出す側としてこれくらいは欲しいよね、という形で出していただかないと、選考するにも選考できないという可能性もあります。

先ほどの資料については、ある程度こういった形で面積的に割るとこのようになるということを表したもので、その辺を加味して、何人か出していただければと思います。

人数が推薦なり自薦なり、そういった方々が出ないと選考にすらならないということになりますので、自分たちの地区の農業を考えて、なるべく地区代表になりうる人を、うちの方ではやはり何人か出したいというところを考えていただきたいということで、地区のものを出させていただいたのでございます。

齋藤部会長

どうでしょうか。

鳥喰委員

はい、最後の言葉で、地区の皆さん方が代表で来ているので自分たちに責任をもちたいのではないかと思います。

齋藤部会長

他にございませんか。

ないようですので、この案件については終了いたします。

続きまして、(3) 農家座談会についてを議題といたします。事務局から説明願います。

折川主事

はい、事務局折川より、平成28年度農家座談会について説明いたします。お手元に配付しております、緑色の資料、平成28年度農家座談会日程表を御覧ください。

今年度は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について案内するため、1月19日木曜日から1月30日月曜日までの計8日間、午前と午後、合わせて12会場で座談会を開催することとし、はちのへのうぎょうだより新年号に案内を掲載して各農家へ配付することとなっております。

農家座談会は、農家の皆様が日頃疑問に思っていることや相談等について、各地区の農業委員や、担当職員と直接話す場となっております。

各会場には例年、それぞれの地区の農業委員の皆様にも出席をいただいております。今年度も日程表のとおり委員の皆様にも出席いただけるよう計画いたしましたので、よろしく願いいたします。どうしても都合がつかず、別の日であれば出席できるという方がいらっしゃいましたら、12月22日木曜日までに事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、今年度の館地区の座談会会場についてですが、館公民館の改修工事が終了したため、館公民館を会場といたします。当日はお間違いのないよう、お気をつけください。

お忙しい時期かと思いますが、できるだけ委員の皆様にも出席していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で農家座談会に関する説明を終了いたします。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、何か御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

齋藤部会長

ないようですので、この案件については終了いたします。

続きまして、(4) その他を議題といたします。

ここで会長から、行政活動の報告があります。

籠田会長

それでは、御報告させていただきます。

11月30日と12月1日の2日間、地元選出の国会議員の先生方への要請活動を行ってまいりました。三八地区は大島議長、江渡先生、滝沢先生、田名部先生と、4人の先生方への要請活動です。江渡先生には直接お会いできませんでしたが、秘書の方にお渡ししてまいりました。他の3人の先生方には直接要請書をお渡ししてまいりました。

また、その他にTPPの問題等をお話しして、アメリカの次期大統領がトランプ氏ということで、発言等でTPPの先行きが分かりませんが、どのようになろうとも農家への支援は最大限にお願いしたいということ、消費税の事業者免税点を3000万円に何とかお願いしたいと、1000万円では儲け分が消費税で消えてしまい、いつまでも農家の所得は上がらないという話をさせていただきました。これからも機会あるごとに農家の皆さんの実情をお伝えして、農家への理解を求めていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。以上です。

齋藤部会長

また、その他として農政部会にかかわらず、御意見、御質問等、皆様から何かありましたら、お願いいたします。

ないようですので、本日の案件は終了いたします。

終了

午後2時45分